

# 法人の事業税

法人が行う事業に対して課税される税金です。

## 納税義務者

県内に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行っているもの及び法人課税信託の引受けを行う個人を含みます。）

## 納税額

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{各事業年度の所得額} \\ \text{又は} \\ \text{収入金額（法人の業種による。）} \end{array}} \times \boxed{\text{税率}}$$

## 税率（外形標準課税を除く）

区分	所得区分	税率				
		A	B	C	D	
所得を課税するもの	特別法人以外の法人	所得のうち年400万円以下の部分	3.4%	3.5%		
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の部分	5.1%	5.3%		
	人格のない社団又は財団	所得のうち年800万円を超える部分	6.7%	7.0%		
		3以上の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行う法人等で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人又は清算所得	6.7%	7.0%		
	特別法人（農業協同組合・消費生活協同組合・信用金庫・医療法人など）	所得のうち年400万円以下の部分	3.4%	3.5%		
		所得のうち年400万円を超える部分	4.6%	4.9%		
取課と入税する金の額を基礎とするもの	電気供給業（発電事業・小売電気事業及び特定卸供給事業を除く） ガス供給業（導管ガス供給業 <sup>※1</sup> ） 生命保険業、損害保険業 を行う法人	収入割	0.9%	1.0%		
		電気供給業（発電事業・小売電気事業及び特定卸供給事業） を行う法人	収入割	0.9%	1.0%	0.75%
	所得割		—	—	1.85%	
	ガス供給業（特定ガス供給業 <sup>※2</sup> ） を行う法人	収入割	0.9%	1.0%		0.48%
		付加価値割	—	—	0.77%	
		資本割	—	—	0.32%	

- (注)
- ・ 公益法人、人格のない社団又は財団などは、清算所得について課税されません。
  - ・ 「A」の税率：平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度
  - ・ 「B」の税率：令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度
  - ・ 「C」の税率：令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度
  - ・ 「D」の税率：令和4年4月1日以後に開始する事業年度
  - ・ 法人事業税と併せて特別法人事業税の申告・納付が必要です。

(※1) ・ ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業。

(※2) ・ ガス供給業うち、ガス事業法第2条第10項に規定するガス製造業者で、自らが維持し及び運用する液化ガス貯蔵設備等（ガス事業法施行規則第5条に該当する設備）を用いて特別一般ガス導管事業者の供給区域内においてガス製造業を行うもの。

## 申告と納税

申告の種類により、次のように分類されます。

申告の種類		納税額	申告と納税の期限
中間申告  (事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人)	予定申告	{前事業年度の事業税額(割ごとの額)} ÷ 前事業年度の月数 × 6	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	仮決算に基づく中間申告	仮決算の所得(収入)金額 × 税率	
確定申告		所得(収入)金額 × 税率 － 中間納付額	事業年度終了の日から2か月以内(※1) (残余財産確定に伴う申告は残余財産確定の日から1か月以内(※2))
解散法人の申告 (※3)	清算中の事業年度が終了した場合の申告	所得(収入)金額 × 税率	事業年度終了の日から2か月以内
	残余財産の一部を分配した場合の申告	分配額が解散当時の資本金等の額を超える部分 × 税率	分配の日の前日
	残余財産が確定した場合の申告	清算所得金額 × 税率 － 清算中の予納額	残余財産確定の日から1か月以内

(注) ・ 2以上の都道府県に事務所・事業所を有している法人は、関係都道府県ごとに、事業の種類によって従業者数、固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数あるいは事務所・事業所数と従業者数などの基準によって按分した所得(収入)金額による税額を申告し、納税することになっています。

・ 申告と納税などは、法人の県民税と一括して行うことになっています。

(※1) 下記の場合に該当し、知事(管轄の県税事務所)へ申請の上承認された場合には、それぞれに示す期間において申告期限の延長が認められます。

・ 定款等の定め又は特別の事情により2か月以内に定時総会が招集されない常況にあると認められる場合は3か月、通算法人は4か月以内となります。

・ 会計監査人を置き、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日から3か月(通算法人は4か月)以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合は、3か月(通算法人は4か月)を超え6か月を超えない月数の範囲内において知事が指定する期間となります。

・ 特別の事情により、各事業年度終了の日から3か月(通算法人は4か月)以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合は、3か月(通算法人は4か月)を超える月数の範囲内において知事が指定する期間となります。

(※2) 通算子法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合は、その事業年度終了の日から2月以内。

(※3) 平成22年9月30日以前に解散した法人に限ります。平成22年10月1日以降に解散した法人は、解散後も確定申告を行います。

## グループ通算制度を適用している法人の申告

法人税においてグループ通算制度を適用している法人であっても、法人の事業税については、従前どおり個々の法人が納税単位とされますので、各法人において申告していただくこととなります。通算法人の事業税額の課税標準は、原則として「個別所得金額」となります。

## 市町村への交付

県に納められた法人事業税のうち、7.7%相当額は、県内の市町村に対し交付されます。